

排出事業者の責務

◎マニフェスト確認義務	● B 2 票（運搬終了の報告票） D 票（処分終了の報告票） E 票（最終処分終了の報告票）の送付を受けたときに、それぞれ A 票と照合し、運搬・処分終了を確認します。
	● 引き渡しから一定期間内に送付されない、または虚偽の記載を受けた場合、運搬・処分状況を把握し、適切な措置を講じるとともに、30 日以内に高松市（都道府県・政令市）に報告します。 （※措置内容等報告書）
◎マニフェスト保存義務	● B 2 票、D 票、E 票を送付を受けた日から 5 年間保存します。
◎マニフェスト返却期間	産業廃棄物の収集運搬 中間処分： 90 日 最終処分： 180 日
	特別管理産業廃棄物の収集運搬 中間処分： 60 日

収集運搬業者、処分業者の責務

◎運搬・処分終了報告義務	● 排出事業者にそれぞれ B 2 票（運搬終了の報告票） D 票（処分終了の報告票） E 票（最終処分終了の報告票）を送付し、運搬・処分終了を報告します。
◎マニフェスト保存義務	● 収集運搬業者は B 1 票・C 2 票を、処分業者は C 1 票をそれぞれ 5 年間保管します。

マニフェスト返却期間

産業廃棄物の収集運搬	中間処分： 90 日 最終処分： 180 日
特別管理産業廃棄物の収集運搬	中間処分： 60 日

市長の権限

● マニフェストに関して違反があったとき（勧告できる）
● 勧告に従わない場合（公表できる）
● 公表しても従わない場合（命令できる）

罰則（1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）

● マニフェストを交付しない者
● 虚偽のマニフェストを交付した者
● 市長の命令に違反した者